

## 高知県新規就農者農地確保等支援事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧																
<p>第1条～第13条 略</p> <p>附則</p> <p>1 略</p> <p>2 この要綱は、令和<u>12</u>年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条第3号、第9条第3項、第11条及び第12条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附則</p> <p><u>この要綱は、令和7年8月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第13条 略</p> <p>附則</p> <p>1 略</p> <p>2 この要綱は、令和<u>9</u>年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条第3号、第9条第3項、第11条及び第12条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p>																
<p>別表第1 (第2条、第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">補助対象経費</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">補助事業者</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">補助率</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">補助要件</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 10px; vertical-align: top;">           認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）に基づき、市町村から青年等就農計画の認定を受け、かつ、賃借権の設定を受ける時点で認定の有效期間を満了していない経営体。）又は認定新規就農者になることが確実であると見込まれる経営体（以下「認定新規就農者等」という。）が農地の賃借権の設定を受ける場合の賃借料 <u>(注1)</u> </td><td style="padding: 10px; vertical-align: top;">           公益財団法人 高知県農業公社         </td><td style="padding: 10px; vertical-align: top;">           2分の1以内             (補助額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)         </td><td style="padding: 10px; vertical-align: top;">           農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）に基づき、概ね3年以上の賃借権の設定を受けること。   <u>地域計画に認定新規就農者として位置付けられている又は事業実施初年度末までに認定新規就農者として位置付けられることが確実であること。(注2)</u>             認定新規就農者等と補助対象農地の所有者が同一の世帯員又は2親等以内の親族ではないこと。             補助事業者に対して補助対象農地の補助対象年度の賃借料を支払済みであること。         </td></tr> </tbody> </table>	補助対象経費	補助事業者	補助率	補助要件	認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）に基づき、市町村から青年等就農計画の認定を受け、かつ、賃借権の設定を受ける時点で認定の有效期間を満了していない経営体。）又は認定新規就農者になることが確実であると見込まれる経営体（以下「認定新規就農者等」という。）が農地の賃借権の設定を受ける場合の賃借料 <u>(注1)</u>	公益財団法人 高知県農業公社	2分の1以内  (補助額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)	農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）に基づき、概ね3年以上の賃借権の設定を受けること。  <u>地域計画に認定新規就農者として位置付けられている又は事業実施初年度末までに認定新規就農者として位置付けられることが確実であること。(注2)</u>  認定新規就農者等と補助対象農地の所有者が同一の世帯員又は2親等以内の親族ではないこと。  補助事業者に対して補助対象農地の補助対象年度の賃借料を支払済みであること。	<p>別表第1 (第2条、第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">補助対象経費</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">補助事業者</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">補助率</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">補助要件</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 10px; vertical-align: top;">           認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）に基づき、市町村から青年等就農計画の認定を受け、かつ、<u>本要綱施行後、新たに</u>賃借権の設定を受ける時点で認定の有效期間を満了していない経営体。）又は認定新規就農者になることが確実であると見込まれる経営体（以下「認定新規就農者等」という。）が農地の賃借権の設定を受ける場合の賃借料 <u>(注)</u> </td><td style="padding: 10px; vertical-align: top;">           公益財団法人 高知県農業公社         </td><td style="padding: 10px; vertical-align: top;">           2分の1以内             (補助額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)         </td><td style="padding: 10px; vertical-align: top;">           農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）に基づき、<u>新たに</u>概ね3年以上の賃借権の設定を受けること。   <u>(新設)</u>             認定新規就農者等と補助対象農地の所有者が同一の世帯員又は2親等以内の親族ではないこと。             補助事業者に対して補助対象農地の補助対象年度の賃借料を支払済みであること。         </td></tr> </tbody> </table>	補助対象経費	補助事業者	補助率	補助要件	認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）に基づき、市町村から青年等就農計画の認定を受け、かつ、 <u>本要綱施行後、新たに</u> 賃借権の設定を受ける時点で認定の有效期間を満了していない経営体。）又は認定新規就農者になることが確実であると見込まれる経営体（以下「認定新規就農者等」という。）が農地の賃借権の設定を受ける場合の賃借料 <u>(注)</u>	公益財団法人 高知県農業公社	2分の1以内  (補助額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)	農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）に基づき、 <u>新たに</u> 概ね3年以上の賃借権の設定を受けること。  <u>(新設)</u>  認定新規就農者等と補助対象農地の所有者が同一の世帯員又は2親等以内の親族ではないこと。  補助事業者に対して補助対象農地の補助対象年度の賃借料を支払済みであること。
補助対象経費	補助事業者	補助率	補助要件														
認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）に基づき、市町村から青年等就農計画の認定を受け、かつ、賃借権の設定を受ける時点で認定の有效期間を満了していない経営体。）又は認定新規就農者になることが確実であると見込まれる経営体（以下「認定新規就農者等」という。）が農地の賃借権の設定を受ける場合の賃借料 <u>(注1)</u>	公益財団法人 高知県農業公社	2分の1以内  (補助額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)	農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）に基づき、概ね3年以上の賃借権の設定を受けること。  <u>地域計画に認定新規就農者として位置付けられている又は事業実施初年度末までに認定新規就農者として位置付けられることが確実であること。(注2)</u>  認定新規就農者等と補助対象農地の所有者が同一の世帯員又は2親等以内の親族ではないこと。  補助事業者に対して補助対象農地の補助対象年度の賃借料を支払済みであること。														
補助対象経費	補助事業者	補助率	補助要件														
認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）に基づき、市町村から青年等就農計画の認定を受け、かつ、 <u>本要綱施行後、新たに</u> 賃借権の設定を受ける時点で認定の有效期間を満了していない経営体。）又は認定新規就農者になることが確実であると見込まれる経営体（以下「認定新規就農者等」という。）が農地の賃借権の設定を受ける場合の賃借料 <u>(注)</u>	公益財団法人 高知県農業公社	2分の1以内  (補助額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)	農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）に基づき、 <u>新たに</u> 概ね3年以上の賃借権の設定を受けること。  <u>(新設)</u>  認定新規就農者等と補助対象農地の所有者が同一の世帯員又は2親等以内の親族ではないこと。  補助事業者に対して補助対象農地の補助対象年度の賃借料を支払済みであること。														

## 高知県新規就農者農地確保等支援事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新			旧			
市町村		<p>農地法（昭和 27 年法律第 229 号）又は基盤強化法に基づき、3 年以上の賃借権の設定を受けること。</p> <p><u>地域計画に認定新規就農者として位置付けられている又は事業実施初年度末までに認定新規就農者として位置付けられることが確実であること。</u></p> <p>認定新規就農者等と補助対象農地の所有者が同一の世帯員又は 2 親等以内の親族ではないこと。</p> <p>補助対象農地の所有者に対して補助対象農地の補助対象年度の賃借料を支払済みであること。</p> <p>補助対象農地の契約期間中の賃借料を一括払で支払う契約内容ではないこと。</p>		市町村	<p>農地法（昭和 27 年法律第 229 号）又は基盤強化法に基づき、<u>新たに</u>3 年以上の賃借権の設定を受けること。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>認定新規就農者等と補助対象農地の所有者が同一の世帯員又は 2 親等以内の親族ではないこと。</p> <p>補助対象農地の所有者に対して補助対象農地の補助対象年度の賃借料を支払済みであること。</p> <p>補助対象農地の契約期間中の賃借料を一括払で支払う契約内容ではないこと。</p>	
<p><u>(注 1)</u> 認定新規就農者になることが確実と見込まれる経営体とは、賃借権の設定を受ける当年度内に認定新規就農者に認定されることが確実であると見込まれる経営体をいう。</p> <p>補助要件を満たす農地の賃借権の設定を受けた日以降に認定新規就農者の認定期限月が補助対象農地の賃借料の支払月より早く到来する場合は、認定期限月と支払月とが同一年度内で補助要件を満たす農地である限り、当該年度の賃借料も補助対象とする。</p> <p>認定新規就農者等の死亡等やむを得ない場合を除き、賃借権の存続期間満了前に賃借権の設定を解除した場合等は返還を求める場合がある。</p> <p><u>(注 2) 地域計画とは、基盤強化法第 19 条第 1 項に規定する地域計画をいう。</u></p>				<p><u>(注)</u> 認定新規就農者になることが確実と見込まれる経営体とは、<u>本要綱施行後</u>、<u>新たに</u>賃借権の設定を受ける当年度内に認定新規就農者に認定されることが確実であると見込まれる経営体をいう。</p> <p>補助要件を満たす農地の賃借権の設定を受けた日以降に認定新規就農者の認定期限月が補助対象農地の賃借料の支払月より早く到来する場合は、認定期限月と支払月とが同一年度内で補助要件を満たす農地である限り、当該年度の賃借料も補助対象とする。</p> <p>認定新規就農者等の死亡等やむを得ない場合を除き、賃借権の存続期間満了前に賃借権の設定を解除した場合等は返還を求める場合がある。</p> <p><u>(新設)</u></p>		

別表第 2～別表第 3 略

第 1 号様式～第 5 号様式 略

別表第 2～別表第 3 略

第 1 号様式～第 5 号様式 略